

情報基盤強化税制の対象設備

Q : 情報基盤強化税制の対象となる設備の概要が明らかになったそうですが、どのようなものが対象となるのですか？

A : 次のようなものが対象となります。

【解説】

今年度の税制改正では、企業のセキュリティ対策を後押しする情報基盤強化税制が創設されることとなっています。

対象となる設備は、このほど明らかにされた内容によりますと、次の3種類でいずれも情報セキュリティ対応のISO15408の認証を受けたものというものになっています。

- ① OS(オペレーティングシステム)
- ② データベース管理ソフト
- ③ ファイアウォール

また、適用要件については、次のように法人の資本金規模によって年間投資額の下限が定められるとのことです。

- ① 資本金1億円以下の法人は300万円
- ② 資本金1億円超10億円以下の法人は3,000万円
- ③ 資本金10億円超の法人は1億円

なお、資本金1億円以下の中小法人については、対象設備を賃借した場合にもリース費用総額の6%の税額控除が認められる予定ですが、この場合には、リース料の総額が420万円以上という要件を満たさなければならないとされています。

適用は、平成18年4月から2年間に取得又は賃借する設備からの予定となっています。

